平成２６年（フ）第２４８号
佐賀市鍋島町大字八戸溝1309番地９　フィオーレ鍋島駅前Ｂ101
債務者　福地興一郎
1　決定年月日時　平成26年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２７３号
佐賀市鍋島５丁目６番１―346号　医大西団地
債務者　江頭　誠司
1　決定年月日時　平成26年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２７４号
佐賀市鍋島４丁目８番１号　メゾン鍋島101
債務者　旬の味池まつこと　池松与四郎
1　決定年月日時　平成26年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２７５号
佐賀市鍋島４丁目８番１号　メゾン鍋島101
債務者　池松　敏枝
1　決定年月日時　平成26年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３５号
秋田県能代市浅内字出戸谷地104番地
債務者　平川　幸治
1　決定年月日時　平成26年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２６年（フ）第１５８号
長野市吉田１丁目５番３号
債務者　丸田　潤一
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６０号
長野市青木島町綱島254番地４　２Ｆ
債務者　賤機　敏和
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１９７号
佐賀市本庄町大字末次415番地８
債務者　江口美知子
1　決定年月日時　平成26年11月12日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２３０号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町豆田2991番地９
債務者　大隈佳余子
1　決定年月日時　平成26年11月12日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２６６号
佐賀市大財２丁目２番１号　かおるアパート２Ｆ西
債務者　田中　康弘
1　決定年月日時　平成26年11月12日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２７９号
佐賀県鳥栖市本町２丁目1436番地　メゾンド元町Ｃ103
債務者　大友　信子
1　決定年月日時　平成26年11月12日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３３３号
岐阜市五坪２丁目５―29、住民票上の住所岐阜県本巣郡北方町芝原東町３丁目１番地の５
債務者　松村香央理（旧姓横関）
1　決定年月日時　平成26年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１０２号
山口県宇部市野中４丁目４番19―201号
債務者　大西　美香
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第１１５号
山口県宇部市野原１丁目２番２―６号
債務者　福田　嘉正
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第３１８号
沖縄県那覇市松川２丁目５番23号　コーポ山田302
債務者　新里　敏明
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２６１号
金沢市矢木１丁目52番地
債務者　一岡　邦興
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１７７号
三重県鈴鹿市岡田３丁目28番３号　市営住宅Ｄ棟491―11号
債務者　布施　正志
1　決定年月日時　平成26年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
津地方裁判所破産係